

投票日時は 4月7日(日) 7:00 ~ 20:00

開票日時：4月7日(日) 21:00から 開票場所：羽曳野市立市民体育館（羽曳野市西浦 1047番地）

◎選挙公報は各家庭に配布

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報は、4月6日(土)までに各家庭に配布する予定です。お手元に届かない場合は、市選挙管理委員会までご連絡ください。なお、選挙公報は、羽曳野市内の主な公共施設にも備え付けますのでご利用ください。

また、点字版および朗読テープによる「選挙のお知らせ」も用意しています。

◎候補者のポスターは公営掲示場に

各候補者のポスターは、選挙管理委員会が設置したポスター掲示板 250カ所に貼られます。（それ以外の屋外掲示は違法になります。）選挙期間中は、掲示しているポスターにいたずらしたり、破損したりすると処罰されますので注意してください。

◎郵便等による不在者投票の投票用紙等の交付請求手続

郵便による不在者投票用紙の請求期限は4月3日(木)までです。郵便等投票証明書をお持ちの方で、不在者投票用紙の請求をされていない方はお急ぎください。

※郵便等投票証明書をお持ちでない方は、選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に対して「郵便等投票証明書」の交付申請を行い、あらかじめ交付を受けてください。詳しくは選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

◎指定施設での不在者投票

指定施設の病院等に入っている人の場合は、投票したい旨をその病院長（施設長）に申し出ると、その病院（施設）で不在者投票をすることができます。詳しくは病院（施設）側にお問い合わせください。

※各投票所には、車いすを利用されている人のための記載台や目の不自由な人のための点字器をご用意しています。投票日当日、投票所で車いす、手話通訳が必要な方は、事前に市選挙管理委員会に申し出てください。

◆羽曳野市に（転入）届出をされた方

届出の種類	届出の日	投票場所	備考
他府県からの転入	平成30年12月28日以前	羽曳野市	※(1)
	平成30年12月29日以後	投票できない	
大阪府内の他市町村からの転入	平成30年12月28日以前	羽曳野市	※(1)
	平成30年12月29日以後	※(2) 前住所地	※(3) 引き続き住所を有する旨の確認を行います。

◆羽曳野市に（転出）届出をされた方

届出の種類	届出の日	投票場所	備考
他都道府県へ転出	全期間	投票できない	
大阪府内の他市町村へ転出	平成30年12月28日以前に 新住所地へ転入届出	新住所地	※(1)
	平成30年12月29日以後に 新住所地へ転入届出	※(2) 羽曳野市	※(3) 引き続き住所を有する旨の確認を行います。

※(1) 引き続き3カ月以上転入先の市町村の住民基本台帳に記録されていることが必要です。平成30年12月21日(金)～28日(金)に転入届を済まされた方は、転入先の市町村で期日前（不在者）投票ができる期間が異なります。詳しくは転入先の市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

※(2) 平成30年12月29日(土)以後、大阪府内の市町村間で住所を移し、転入届を済まされた方は、前住所地で投票を行うことになります。ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要ですので、あらかじめ前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

※(3) (2) の投票の際には、投票所等で引き続き大阪府内に住所があることの確認を行います。あらかじめ大阪府内のいずれかの市町村の市民課（住民課）で、『引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書』の交付を受け（発行手数料は無料）、それを提示いただくと、スムーズに投票できます。

※ 羽曳野市内で転居し、平成31年3月8日(金)以前に転居届をだされた方は、新住所地の投票所となります。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ】 羽曳野市選挙管理委員会 羽曳野市誉田 4-1-1
☎ 072-958-1111（内線 4610・4620）